第1回 都市計画区域マスタープラン 検討委員会資料

令和2年2月

香川県土木部都市計画課

目次

1	都市計画区域マスタープランとは	2
	1-1 都市計画区域マスタープランの構成 1-2 香川県の都市計画区域 1-3 現行都市計画区域マスタープランの内容 1-4 都市計画区域マスタープランの策定経緯	
2	次期計画の策定について	6
	2-1 策定の背景と目的 2-2 次期計画策定までの流れ	
3	社会経済情勢の変化	8
	3-1 社会経済情勢の変化 3-2 都市計画法・都市計画運用指針等の改正	
4	現行計画の評価(都市計画基礎調査分析結果)	16
	4-1 評価方法 4-2 区域区分についての評価 4-3 共通の検討事項 4-4 区域毎の検討事項	
5	次期計画の策定方針	
	5-1 策定方針の進め方 5-2 都市づくりにおける課題、方針	31
6	第2回検討委員会について	36

1-1 都市計画区域マスタープランの構成

都市計画区域マスタープランとは

- ・都道府県が、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで、市町村を越える広域的見地から、区域区分をはじめとして、 広域的、根幹的な都市づくりを進めていくための基本的な 方針
- ・都市計画法第6条の2に位置づけられている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」



これに即して

市町村は、より地域に密着した観点から『市町村マスタープラン』を定め、具体の都市計画(地域地区や都市施設の決定) を行い、まちづくりを進めていく。

都市計画区域マスタープランの内容

◆都市計画の目標

- ・都市づくりの基本理念
- ・地域ごとの市街地像

◆区域区分の決定の有無及び方針

- •区域区分の有無
- ・区域区分の方針
 - ※香川県全区域で区域区分を行っていない

◆主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

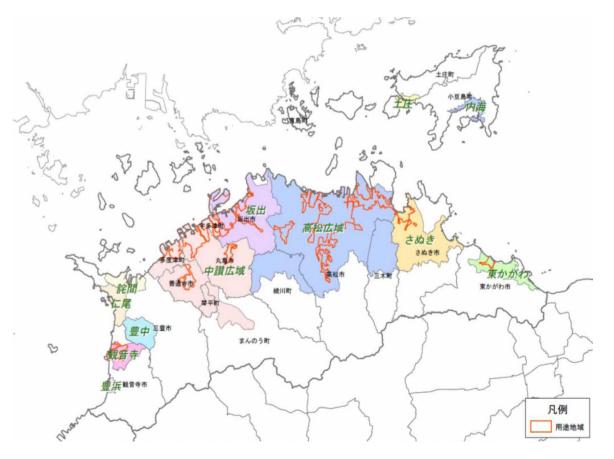
自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

都市防災に関する都市計画の決定の方針

1-2 香川県の都市計画区域

- 直島町を除く16の市町で都市計画区域を指定
- 広域都市計画区域を含め12の都市計画区域
- 都市計画区域は香川県の総面積(187,673ha)に対して、76,128haと約40%を占める
- 一方、都市計画区域に居住する人口は、859.9千人で総人口(956.4千人)に対して約 90%を占める(平成27年国調人口)

■香川県の都市計画区域



■都市計画区域の構成市町

都市計画 区域	市町	区域	当初決定 年月日	最終決定 年月日	面積 (ha)	
	高松市	行政区域の一部	T15.5.19		31,334	
高松広域	三木町	<i>II</i>	H3.1.11	H16.5.17		
	綾川町	<i>II</i>	H10.8.11			
	丸亀市	行政区域の一部	T15.5.19			
	善通寺市	全域	S9.12.13		18,195	
中讃広域	宇多津町	<i>II</i>	S8.12.9	H16.5.17		
中	まんのう町	行政区域の一部	S9.11.27	1110.5.17		
	琴平町	全域	S9.11.27			
	多度津町	行政区域の一部	S9.11.27			
坂出	坂出市	行政区域の一部	S9.11.27	H16.5.17	8,768	
観音寺	知立土士	<i>''</i>	S8.12.9	S44.2.20	1,707	
豊浜	観音寺市	,,	S9.8.15	H3.3.29	265	
さぬき	さぬき市	<i>II</i>	S9.11.27	H16.5.17	7,181	
東かがわ	東かがわ市	<i>II</i>	S8.12.9	H16.5.17	2,110	
豊中			S59.9.1	H9.3.21	1,991	
詫間	三豊市	"	S18.2.9	H10.1.30	1,454	
仁尾				H8.12.9	1,549	
土庄	土庄町	<i>II</i>	S9.2.6	S43.12.23	482	
内海	小豆島町	<i>II</i>	S19.5.30	S43.9.16	792	
					76,128	

1-3 現行都市計画区域マスタープランの内容 ■各都市計画区域の基本理念

都市づくりの方針

1) 持続可能な都市の形成に向けた集約型都市構造の実現

- ■都市構造の変化や都市整備状況の差異など、都市の実情を踏まえ た集約型都市構造を実現する。
- ■土地利用規制や誘導により、市街地の拡大・拡散を防止し、コンパク トな都市を形成する。
- ■地域の実情に応じた都市基盤施設の集積を誘導する。
- ■既存ストックの有効活用による維持更新コストの低減を図る。
- ■公共交通を主とし、集約拠点間や都市圏域内を結ぶ交通ネットワー クを形成する。

2) 安全・安心で快適な都市の形成

- ■暮らしやすい環境づくりを行い、地域コミュニティの維持を図る。
- ■誰もが移動しやすい交通環境の整備を図る。
- ■災害へのハード及びソフト対策による都市防災力の向上に向けた取 組みを推進する。

3) 地域振興によるまちの賑わいの創出

- ■既存ストックの有効活用や都市機能の集積によって、まちなか居住 を促進し、中心市街地において「まちの顔」としての賑わいと活力を 創出する。
- ■地域特有の歴史文化や景観などを活用し、地域の魅力を向上させ ることにより、地域振興や定住化を促進する。

4) 環境と共生する都市の形成

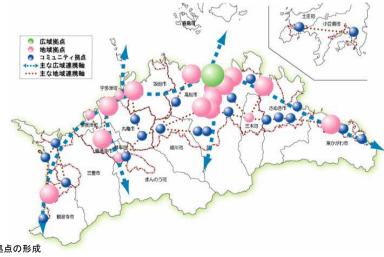
■都市機能の集約や公共交通の利用促進により、都市活動における エネルギー消費の効率化を進め、低炭素型の都市づくりを推進する。

5) 新たな連携による都市づくり

- ■住民が主体的に都市づくりに参画できる仕組みづくりを推進する。
- ■都市を支える企業、団体、NPOなど、多様な組織の連携による都市 づくりが、円滑に進む仕組みづくりを推進する。

	基本理念				
高松広域	県都・高松を中心とした質の高い都市機能を享受できる圏域の形成を目指す				
中讃広域	多様な都市機能や歴史を受け継ぐ貴重な環境資源を活かし、互いに連携した香川らし い都市圏の形成を目指す				
坂出	四国の玄関口にふさわしい都市機能と環境資源を備えた 交流拠点都市の形成を目指す				
東かがわ 徳島・関西からの玄関口として、まちの個性と物産・交流機能の再生を目指す					
さぬき	ネットワーク型の都市構造による、職住が近接した緑住タウンの形成を目指す				
観音寺	豊かな自然と人との繋がりを大切にする交流のまちづくり				
詫間	歴史と風土を活かした個性の創出による定住のまちづくり				
仁尾	緑と海に囲まれた、こころ安らぐぬくもりのまちづくり				
豊中	地域の中核として、住みよい・暮らしよいまちの形成を目指す				
豊浜	伝統文化を支える活力にあふれた田園交流都市の形成				
土庄	豊かな自然に包まれ、ゆとりと活力にあふれた成熟都市				
内海	自然環境と地域文化を活かした個性的な広域交流拠点を目指す				

■香川県における集約型都市構造のイメージ(三層の集約拠点と都市軸)



- ◆広域拠点:広域的な商業・業務・文化などの機能向上と、賑わいや活力ある都市環境を有する市街地の形成を図る
- ◆地域拠点:交通拠点などの利便性を活かし、商業・業務・文化などの機能が充実した地域の中心となる市街地の形成を図る
- ◆コミュニティ拠点:居住機能と生活関連サービス機能が向上した暮らしやすい市街地の形成を図る

1-4 都市計画区域マスタープランの策定経緯

◆ 平成12年 5月 都市計画法及び建築基準法の改正

◆ 平成12年12月~平成15年7月 香川県の新しい都市計画の見直しの検討

◆ 平成16年 5月 新都市計画がスタート

平成16年5月 香川県都市計画区域マスタープランの策定(基準年H12、目標年R2)

平成17年~18年 市町村合併(高松市、綾川町、丸亀市、まんのう町、観音寺市、三豊市、小豆島町)

平成18年~19年 まちづくり三法の改正(都市計画法、大規模店舗立地法、中心市街地活性化法)

平成19年10月 集約型都市構造の実現に向けたまちづくりの基本方針の策定

平成20年1月 各都市計画区域マスタープランの部分的な改定

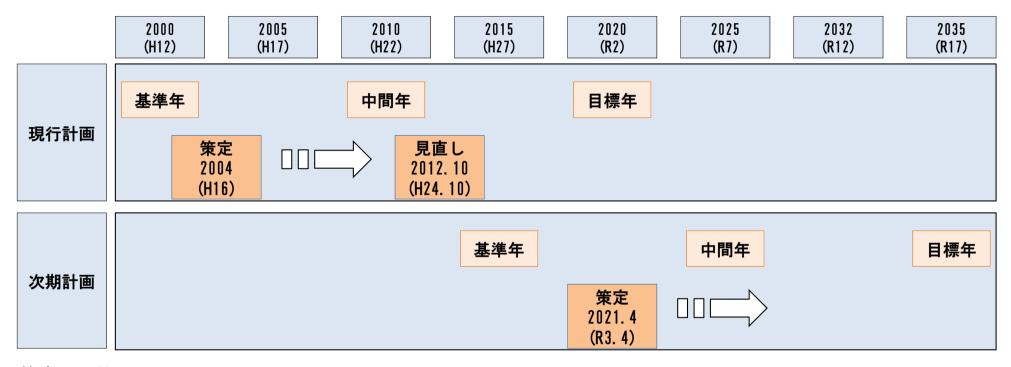
平成24年10月 各都市計画区域マスタープランの見直し

令和3年4月頃 次期の各都市計画区域マスタープランの策定

2 次期計画の策定について

2-1 策定の背景と目的

- 現行区域マスの目標年次に到達。20年後の都市の姿を展望した次期計画の策定が必要
- ■現行計画と次期計画の全体スケジュール



■策定の目的

✓中間見直し後の社会経済情勢の変化及びそれに伴う法令・運用指針の内容を反映



3 社会経済情勢の変化

✓現行計画の目標達成に向けた実績のモニタリング及びフィードバック (都市計画基礎調査の分析結果から見えてきた課題の解決)



4 現行計画の評価 (都市計画基礎調査の分析結果)

2 次期計画の策定について

2-2 次期計画策定までの流れ

主な検討内容

- ◆現行の都市計画区域マスタープランの評価
- ◆策定方針の検討
 - ・取り組むべき都市づくりの課題
 - ・ 今後の都市づくりの方針 関係機関との協議(市町ヒアリング実施)
- ◆都市計画の目標
- ・都市づくりの基本理念
- ・地域ごとの市街地像
- ◆区域区分の決定の有無及び方針
- •区域区分の有無
- •区域区分の方針
- ◆主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

都市防災に関する都市計画の決定の方針

策定の流れ

都市計画区域マスタープラン検討委員会

第1回検討委員会(令和2年 2月頃)

第2回検討委員会(令和2年 5月頃)

パブリックコメント

反映

第3回検討委員会(令和2年 9月頃)

◎パブコメを反映した区域MP(素案)の提示

説明会 · 公聴会

案の縦覧・市町意見照会

都市計画審議会

国土交通大臣協議

都市計画区域マスタープラン策定 (令和3年4月頃)

3-1 社会経済情勢の変化

■主な全国的な動向

①急激な人口減少・少子化

- 全国的に人口減少基調
- 少子高齢化の進展、超高齢社会の到来
- 消滅可能性都市

②高齢化の進展

- 公共空間のバリアフリー化
- 高齢者の事故の多発
- 健康寿命
- 介護施設の不足

③グローバリゼーションの進展

(農業・製造業の衰退等)

- 生産年齢人口の減少
- 人・農地プラン、農業従事者のマッチング
- 企業誘致の促進

4 巨大災害の逼迫

- 大規模広域災害の逼迫性、異常気象による 災害リスクの増大
- 国土強靱化計画
- 復興まちづくりの事前準備の必要性

⑤インフラの老朽化

- 高度経済成長期のインフラの更新時期
- 維持管理費用の増大
- ストックマネジメントの必要性

⑥公共施設の維持管理、統廃合

- 公共施設等総合管理計画、個別施設計画
- 公共施設の統廃合
- 跡地活用

7)地球環境問題

- 地球温暖化の進行
- 再生可能エネルギーの活用
- 里地里山環境の保全

⑧技術革新の進展

- スマートシティの構築
- Maasへの取り組み
- Society5.0

9市街地のスポンジ化

- 都市のスポンジ化の進展
- 空き家の増加
- リノベーションのまちづくり

⑩観光客の呼び込み

- 観光立国
- インバウンドの増加
- オーバーツーリズム

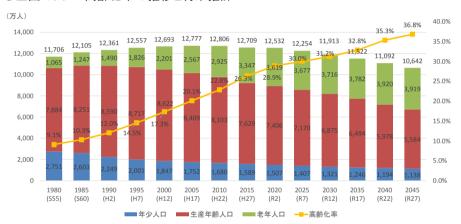
⑪その他社会経済情勢等

- SDGs
- グリーンインフラ
- オープンデータ

3-1 社会経済情勢の変化

①急激な人口減少・少子化 ②高齢化の進行

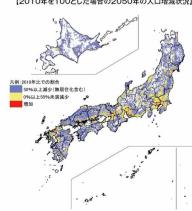
- 2010年以降全国的な人口減少期に転換
- 少子高齢化の進行、超高齢社会への突入
- ■全国的な動向
- ●全国の人口・高齢化率の推移と将来推計



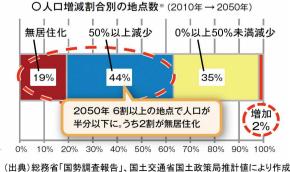
出典:全国:総務省統計局、S55~H27: 国勢調査 H32~R27: 国立社会保障・人口問題研究所データ

●2010年を100とした場合の2050年の 人口増減状況

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



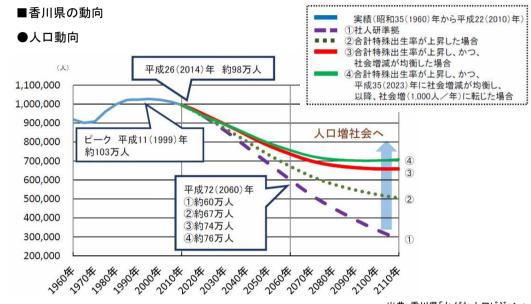
●人口増減割合別の拠点数 (2010年→2050年)



(出典)総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値により作成 ※ 国土を縦横1kmのメッシュで分割した点。2010年時点では18万メッシュ

出典:新たな国土形成計画(全国計画)

- 香川県の人口は、1999年の約103万人をピークに減少期に転換
- 高齢化率は常に全国平均を上回っている



出典:香川県「かがわ人口ビジョン」 ※ビジョンでは、2060年に人口約76万人を維持する目標を掲げている。

●高齢化率動向



出典:全国:総務省統計局、S55~H27: 国勢調査 H32~R27: 国立社会保障・人口問題研究所データ

3-1 社会経済情勢の変化

④巨大災害の逼迫

- ■大規模広域災害の逼迫性、異常気象による災害リスクの増大 ■国土強靱化計画
- マグニチュード8~9クラスの地震が今後30年以内に発生 する確率は 70~80%(H31.1.1現在)、大規模地震発生の切 泊性が増大
- 全国的に異常気象による豪雨災害等が多発
 - ●南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定 指定基準の概要 〇震度6弱以上の地域 ○津波高3m以上で海岸堤防が低い地域 ○防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮 推進地域の指定地域

出典:南海トラフ地震防災対策推進地域・ 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域(内閣府)

●広島市土砂災害(H26)

●丸亀城の石垣崩壊(H30西日本豪雨)



出典:平成26年8月豪雨による広島県で発生した 土砂災害への対応状況(国土交诵省資料)



出典: 丸亀市教育委員会

- 人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、 「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発 想に基づき継続的に取り組むことが重要
- 地域計画は、国における基本計画と同様に、地域における国土強靭化に係る計 画等の指針としての性格を有するもの

●国土強靱化の基本目標

国土強靱化の基本目標

- 1. 人命の保護が最大限図られること 2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4. 迅速な復旧復興

●国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係

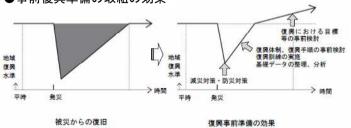


出典:国土強靭化とは?~強くて、しなやかなニッポンへ~(内閣官房国土強靱化推進室)

■復興まちづくりの事前準備

- 東日本大震災などの大規模災害では、広範囲で甚大な被害が発生し、平時を大幅 に超えた事務作業に多大な時間と人手を要す
- 復興まちづくりの課題・教訓として、計画策定等に必要な基礎データの未整備、人 材の育成など平時にできることから準備しておく必要

●事前復興準備の取組の効果



出典:復興まちづくりのための事前準備ガイドライン(国土交通省)

■対象地区の状況整理例

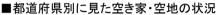


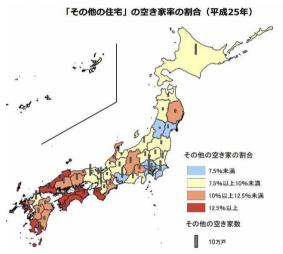
出典:参考資料編 復興まちづくりイメージトレーニング の資料作成例(国土交通省)

3-1 社会経済情勢の変化

⑨市街地のスポンジ化

- 人口減少などに伴い、空き家・空地の増加、低密度な市街地が形成(都市のスポンジ化)
- 多くの地方都市では、住宅や店舗等の郊外立地が進み市街地が拡散
- 低密度に拡散した居住者を支えるサービス提供が将来困難になりかねない状況



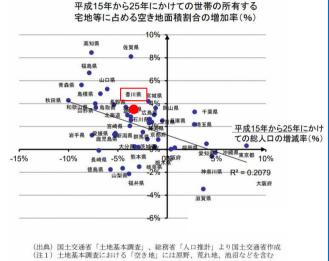


(出典) 総務省「住宅・土地統計調査」 (注1) 「その他の住宅」の空き家率= 「その他の住宅」の空き家戸数 / 持家ストック (注2) 持家ストック=居住世帯あり持家+売却用空き家+二次的空き家 + 「その他の住宅」の空き家

出典:「都市のスポンジ化」への対応【参考資料】(国土交通省資料)

■都市のスポンジ化の進行

- 都市のスポンジ化とは、都市の内部に おいて、空き家、空き地等が、小さな 敷地単位で、時間的・空間的にランダ ムに、相当程度の分量で発生すること 及びその状態
- 都市の密度が低下することで、サービ ス産業の生産性の低下、行政サービス の非効率化、まちの魅力、コミュニ ティの存続危機など、様々な悪影響を 及ぼすことが懸念



出典:「都市のスポンジ化」への対応【参考資料】(国土交通省資料)



出典:地方公共団体の空き家対策の 取組事例2(国土交通省資料)

出典: 都市のスポンジ化への対応と改正都市再生 特別措置法について(国土交通省資料)

○その他

- SDGsなどのグローバル指標により、定量的な 評価の実施を推進
- ■SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミッ トにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開 発のための2030アジェンダ」において記載されてい る2016年から2030年までの国際目標。「誰一人取り 残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境を めぐる広範な課題に、統合的に取り組むものである。



11: 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエ ント)で持続可能な都市及び人間 居住を実現する

出典:SDGグローバル指標(SDG Indicators)

SUSTAINABLE GOALS DEVELOPMENT GOALS



出典:持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けて 日本が果たす役割(外務省)

3-1 社会経済情勢の変化

⑩観光客の呼び込み

- 訪日外国人は2019年は3,188万人、2011年(東日本大震災)以降、右肩上がりで増加傾向(2020年4,000万人、2030年6,000万人を目標)
- 香川県では、「香川せとうちアート観光圏」として県全域が観光圏の圏域に認定され、観光の活性化を図っている。県外観光客入込数は年々増加傾向
- まちに根差した創発人材*1が観光まちづくりの土壌づくりに継続的に取り組んでいく必要

*1創発人材:創造的なまちづくり活動と積極的な情報発信を行う人材や団体

■香川県の動向

良好な景観は地域固有の財産であり、適正な制限の下に地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動とが調和した土地利用を促進

●観光まちづくり

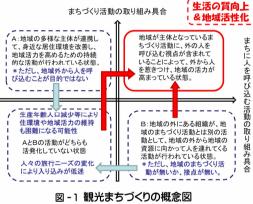
■全国的な動向

●「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)目標値



出典:明日の日本を支える観光ビジョン構想会議HP

が 時間 所円 (機関) 万人泊 中の5倍類)

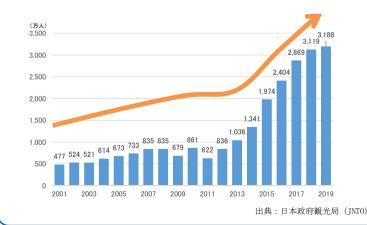




●「香川サとうちアート観光圏図

出典:観光まちづくりガイドライン概要版(国土交通省資料)

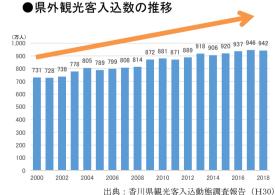
●訪日外国人の人数推移



●景観まちづくり



出典:景観法の制度活用のイメージ(国土交通省資料)



3-2 都市計画法・都市計画運用指針等の改正

■都市計画運用指針の改正経緯

年 月	項目	主な改正内容等			
平成25年4月	環境影響評価法における都市計画の構 想段階手続の実施	アセス対象事業について、複数案の段階から環境影響を評価する、環境影響評価法の一部を改正する法律が施行に伴い、都市計画においても、複数の都市計画の概略案の段階からの評価や意見聴取などを実施することが必要となった			
平成25年8月	一団地の復興拠点市街地形成施設の創 設	大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、帰還される住民の生活再開、地域経済の再建の場となる復興再生拠点を円滑・迅速に整備するため、津波復興拠点制度に倣い、全面買収方式により新市街地を整備する事業制度が創設			
平成26年8月	立地適正化計画制度の創設 (平成26年8月都市計画法施行(地域地 区への居住調整地域、特定用途誘導地 区の追加))	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導を行うべく立地適正化計画制度の創設			
平成27年1月	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行 い、立地適正化計画における居住誘導区域で災害危険性の高いエリアを除外				
平成28年4月	市街化区域の面積要件削除、農政協議 要件の緩和	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第5次一括法)の施行に伴い、市街化区域の編入の規模要件や農政協議を必要とする農用地の転用に関しての規模要件が削除された。			
平成28年6月	観光まちづくりの拠点となる宿泊施設等 の誘導	観光立国の推進に向けた取り組みとして、高度利用地区において容積率が緩和される対象として観光まちづくりの拠点となる宿泊施設等が追加された。			
平成28年9月	低未利用土地利用促進協定の創設	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、立地適正化計画において、都市機能誘導区域が都市機能のみを誘導や居住誘導区域に先立ち指定されることが認められたほか、都市再生法人などがオープンカフェなどを設置可能となる低未利用土地利用促進委協定を締結できるようになった。			
平成29年6月	生産緑地地区の趣旨や運用の改定	都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」 へとの転換が図られ、生産緑地地区において、6次産業化により、農業収入に資する施設の立地が可能となった。			
平成30年3月	田園住居地域の創設 (平成30年4月都市計画法施行)	都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、13番目の用途地域として、田園住居地域が創設。農家レストランや直売所の立地が可能となる。			
平成30年7月	都市のスポンジ化対策、低未利用土地 利用等指針等の創設、都市計画基礎調 査の活用促進、オープンデータ化の推進	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、空き家・空き地等の低未利用土地の増加 を踏まえ、低未利用土地等指針等の都市のスポンジ化対策における手法が創設。また、まちづくりの各段 階において、分析等に資する都市計画基礎調査情報を適切にオープン化していくことを推進			

3-2 都市計画法・都市計画運用指針等の改正

○ 立地適正化計画制度の創設(都市再生特別措置法の改正)

- 我が国の地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込ま れる一方、大都市では高齢者が急増すると見込まれている
- 都市全体の構造を見渡しながら、居住者の生活を支えるようコンパク トなまちづくりを推進(多極ネットワーク型コンパクトシティ化)していく ことが必要
- ■コンパクト+ネットワークの意義・必要性

● 質の高いサービスを効率的に提供

- ●人口減少下において、各種サービスを効率的に提供するためにはコンパクト化が不可欠
- しかし、コンパクト化だけでは、圏域・マーケットが縮小
- このため、ネットワーク化により都市機能に応じた圏域人口を確保

② 新たな価値創造

- ●人・モノ・情報の高密度な交流が実現し、イノベーションを創出
- →コンパクト+ネットワークにより、国全体の「生産性 |を高める国土構造

立地適正化計画区域

出典:国土のグランドデザイン2050(国土交通省資料)

居住誘導区域

都市機能

コンパクトシティ

立地適正化計画

〇都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと 当該エリアに誘導する施設 (福祉・医療等)を設定

〇居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を 維持するエリアを設定

計画策定や都市機能の集約 につながる施設整備に対し、

- ・コンパクトシティ形成支援事業 ·交付金(都市再構築戦略事
- 業)等で支援

ネットワーク

地域公共交通網形成計画

まちづくりと連携し、地域全体 を見渡した面的な公共交通 ネットワークを形成

地域公共交通再編実施計画 (地方公共団体が事業者等の同意の下作成)

地域公共交通の再編を図る ために具体的に行う取組 (運行主体、運行ダイヤ、ルート、 運賃等)

出典:立地適正化計画の概要(国土交通省資料)

地域公共交通

○低未利用土地利用促進協定の創設 (都市再生特別措置法の改正)

- 都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単 位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象 (都市のスポンジ化)が発生
- 人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコン トロールできるが、人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土 地利用がなされない
- 都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に都市のスポンジ化対策 の必要性

■コーディネート・土地の集約 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度創設 「立地誘導促進施設協定」制度創設

■身の回りの公共空間の創出



出典:官民連携まちづくりの進め方(国土交通省資料)

3-2 都市計画法・都市計画運用指針の改正

- ○都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へ (都市緑地法等の一部を改正する法律)
- 宅地需要の沈静化や都市農業に対する認識の変化等により、都市 農地が都市にあるべきものへ転換
- 農地の多面的機能の発揮
- ■都市緑地法等の一部を改正する法律案の概要

法案の概要

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

- ○都市公園で保育所等の設置を可能 に (国家戦略特区特例の一般措置化)
- ○民間事業者による公共還元型の収 益施設の設置管理制度の創設
- 収益施設(カフェ、レストラン等)の設置 管理者を民間事業者から公募選定
- 一設置管理許可期間の延伸(10年→20年)、 建厳率の緩和等
- -民間事業者が広場整備等の公園リニューア ルを併せて実施

(予算) 広場等の整備に対する資金貸付け

【都市開発資金の貸付けに関する法律】 (予算) 広場等の整備に対する補助



- ▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)
- ○公園内のPFI事業に係る設置管理 許可期間の延伸(10年→30年)
- ○公園の活性化に関する協議会の設置

緑地・広場の創出

【都市緑地法】

- 〇民間による市民緑地の整備を 促す制度の創設
- 市民緑地の設置管理計画を市 区町村長が認定

(税)固定資産税等の軽減 (予算)施設整備等に対する補助

- ○緑の担い手として民間主体を 指定する制度の拡充
- ー緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加



▶ 市民緑地(イメージ)

都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法

○生産緑地地区の一律500㎡の 面積要件を市区町村が条例で 引下げ可能に(300㎡を下限)

(税)現行の税制特例を適用

〇生産緑地地区内で直売所、農家 レストラン等の設置を可能に



市街地に残る小規模な農地での収穫 体験の様子

○新たな用途地域の類型として 田園住居地域を創設 (地域特性に応じた建築規制、農 地の開発規制)

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

○市区町村が策定する「緑の基本計画」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充 【都市緑地法】 - 都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

出典:都市緑地法等の一部を改正する法律案の概要(国土交通省)

〇田園住居地域の創設(都市緑地法等の一部を改正する法律)

- 13番目の用途地域として田園住居地域が創設
- 住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を 形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、 開発/建築規制を通じてその実現を図る
- 住居系用途地域の一類型
- ■田園住居地域のエリアのイメージ





農村直売所



農家レストラン

出典:生産緑地法等の改正について(国土交通省)

- 市街化区域の縁辺部にある第一種低層住居専用地域など住宅地の中に農地が多く賦存し、営農環境と住環境の調和を図るエリア
- 立地適正化計画において居住誘導区域外となる区域で、農地の開発やスプロール化を抑制し、良好な住環境を維持するエリア

4-1 評価方法

■現行計画の評価

- 現行計画の記載内容を項目ごとに整理、評価項目を設定。
- 統計データや関係機関ヒアリングを用いた検証・評価

計画書の記述に応じた評価項目を設定

都市計画基礎調査 の分析結果や関係 機関ヒアリングに よって評価

見出し		NO	計画書内の記述	評価項目		評価結果	評価	
1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	①集約 市機 を	a 商業·業務機能	1	・市街地のにぎわいの核となる商業・業務機能は集約拠点内に誘導・集積し中心市街地の活性化を図る。	 ① 事業所密度と従業者数密度の増減 (H18→H21→H24→H26) ② 大規模小売店舗の増減 (H19(H20)→H24→H29) ③ 商店街の年間商品販売額の増減 (H19→H26) ④ (ヒアリング)取組・事業の進捗状況(~現在までの実績) 	(H22	① 概ね横ばいだが近年はやや増加傾向。 旧綾南町はH21調査で大きく増加したが 近年は鈍化。 ② 件数は横ばいだが、面積は大きく減少し 現在は横ばい ③ 大きく減少しているが香西地区で増加 中心市街地活性化計画を策定して取り 組んでいる	一部未達成 △
な / な / 都	5 7 1	b 公共公益機能	2	•	•		•	達成
画の決定		c 居住機能	3	•	•		•	達成
正の方針	②集約拠点に 関する土地利 用の方針	a 広域拠点	4	•	•		•	達成
		b 地域拠点	5	•	•		•	達成
		c コミュニティ拠点	6	•	•		•	達成
	③大規模集客施設の立地に関す る方針		7	•	•		•	一部未達成

■データ年の考え方

都市計画区域MP	当初	見直し(現行MP)	次期計画
策定年	H16.5	H24.10	R3.4
基準年	H12	H22	H27
目標年	H22(10年後)、 H32(20年後)	H32(10年後)、 H42(20年後)	R7(10年後)、 R17(20年後)
①国勢調査等の公表データ	H12	H17、H22	H27
②都市計画基礎調査で 収集したデータ(公表データ以外)		H19、H20、H24	H29

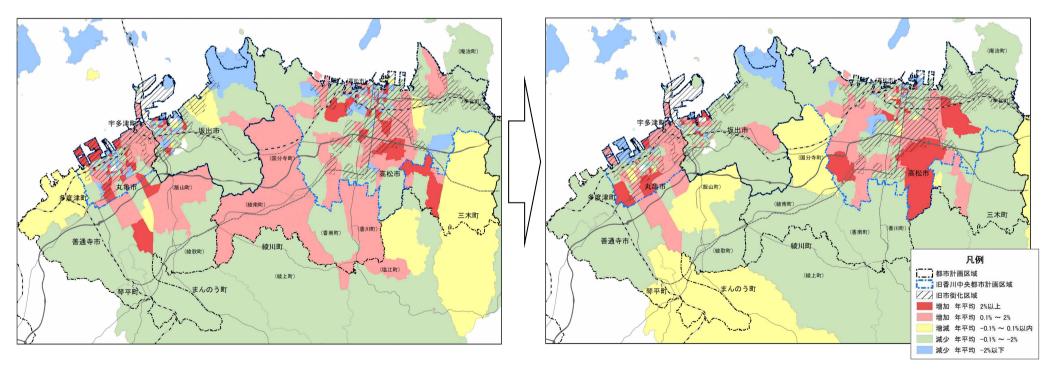
- ○「達成」 :区域マスの取組方針の内容について、達成できている場合
- △「一部未達成」:区域マスの取組方針の内容について、一部、 課題が残っている場合
- ×「未達成」:区域マスの取組方針の内容について、達成できていない場合

4-2 区域区分についての評価(人口)

- 旧市街化調整区域を越えて拡散していた都市的土地利用が全体として市街地周辺に集約されつつある。
- 旧香川中央3市の旧市街化調整区域での人口は、平成16年度→平成30年度で約1.0倍と落ち着いた状況

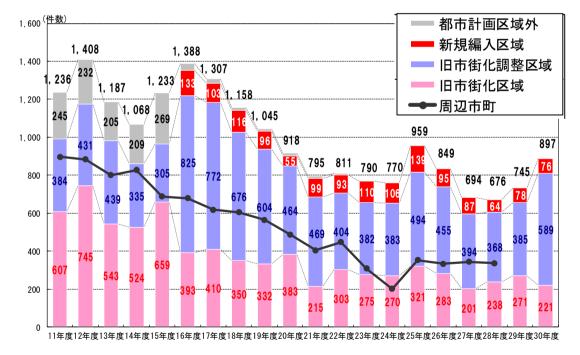
■区域区分の見直し前の町丁別人口増減率(H14~H16)

■区域区分の**見直し後**の町丁別**人口増減率(H16~H30)**

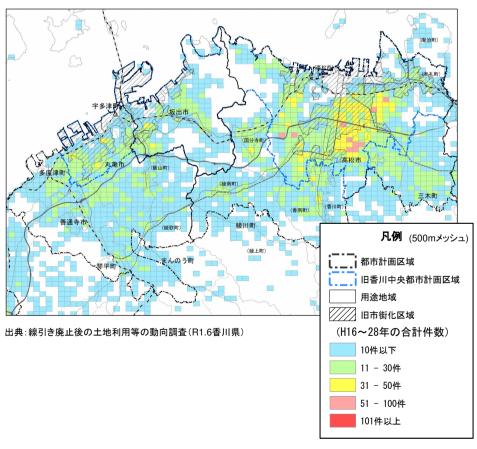


4-2 区域区分についての評価 (農地転用)

- 旧香川中央都市計画区域を構成する3市2町全体での農地転用件数は、 平成15年度 → 平成30年度で約0.7倍と落ち着いた状況
- 3市2町の旧市街化調整区域の農地転用件数は平成15年度 → 平成30年度で約1.9倍となっており、 旧市街化調整区域における建築等の立地制限の緩和の効果が見られる。
- 旧香川中央及び周辺市町での農地転用件数の推移(H11~H30)

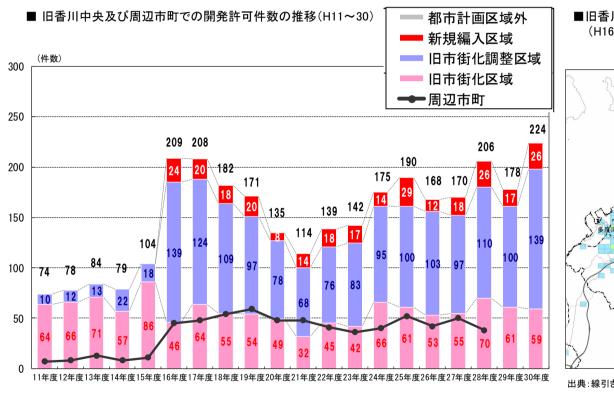


■旧香川中央都市計画区域及び周辺市町における農地転用件数の分布状況 (H16~H28)

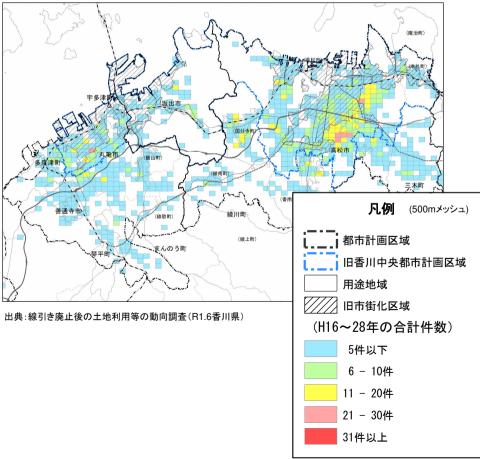


4-2 区域区分についての評価 (開発許可)

● 3市2町の旧市街化調整区域での開発許可件数は、平成15年度 → 平成30年度で約7.7倍と大きく増加している。



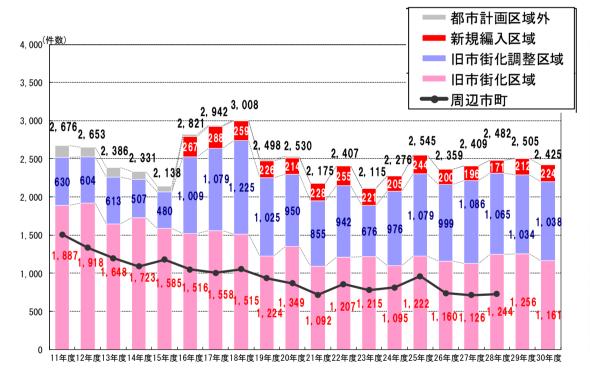
■旧香川中央都市計画区域及び周辺市町における開発許可件数の分布状況 (H16~H28)



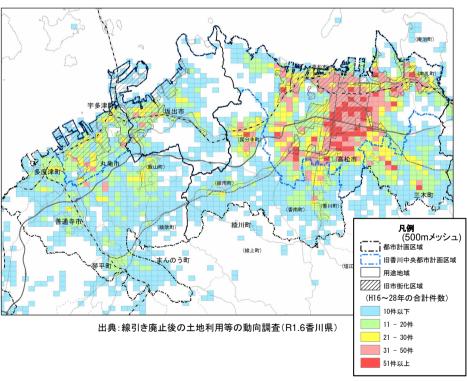
4-2 区域区分についての評価 (建築確認)

● 3市2町の旧市街化調整区域での建築確認件数は、平成15年度 → 平成30年度で約2.2倍と増加している。

■ 旧香川中央及び周辺市町での建築確認件数の推移(H11~H30)



■旧香川中央都市計画区域及び周辺市町における建築確認件数の分布状況 (H16~H28)

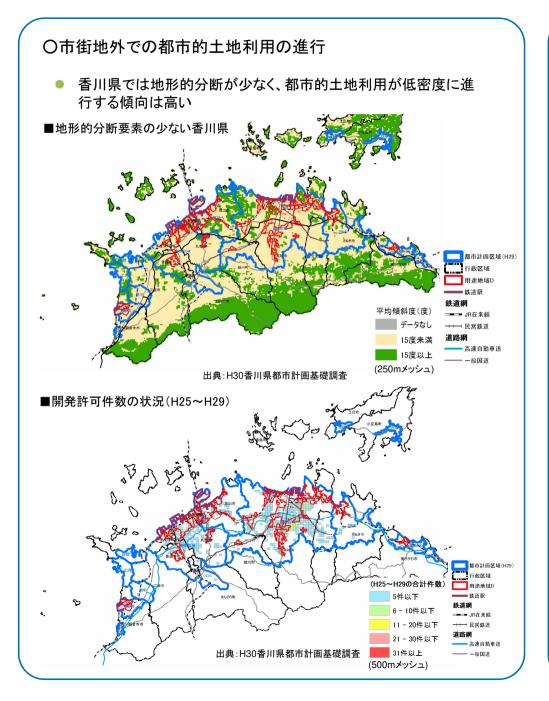


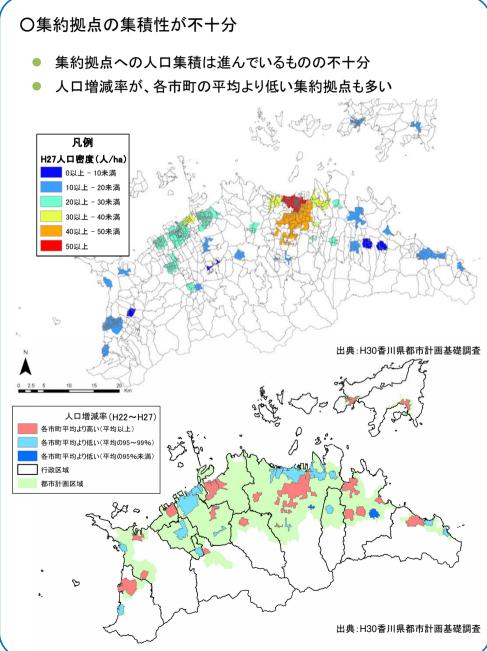
4-2 区域区分についての評価(まとめ)

まとめ

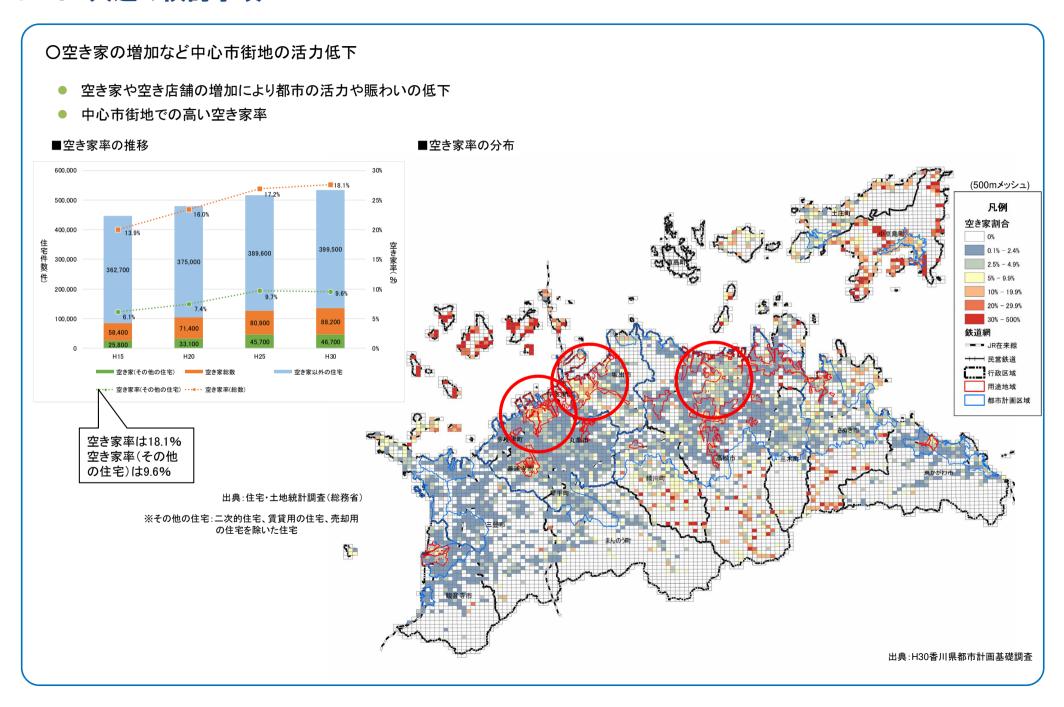
- 旧市街化調整区域の中で市街地に隣接した部分での人口が増加
- 土地開発の動向が、郊外への拡散から市街地近郊への集約に転換、無秩序な市街化が抑制傾向
- 広域的には都市圏として集約化が進行
- 区域区分廃止に一定の効果が出ているものの、中心市街地での人口集積にはまだ至っていない。
- 今後も引き続き人口の動向及び農地転用、開発許可、建築確認などを注視していくとともに、区域区分廃止後の 都市の状況等の分析を行い、区域区分廃止後に導入した土地利用コントロール手法等の検証を行っていく。

4-3 共通の検討事項

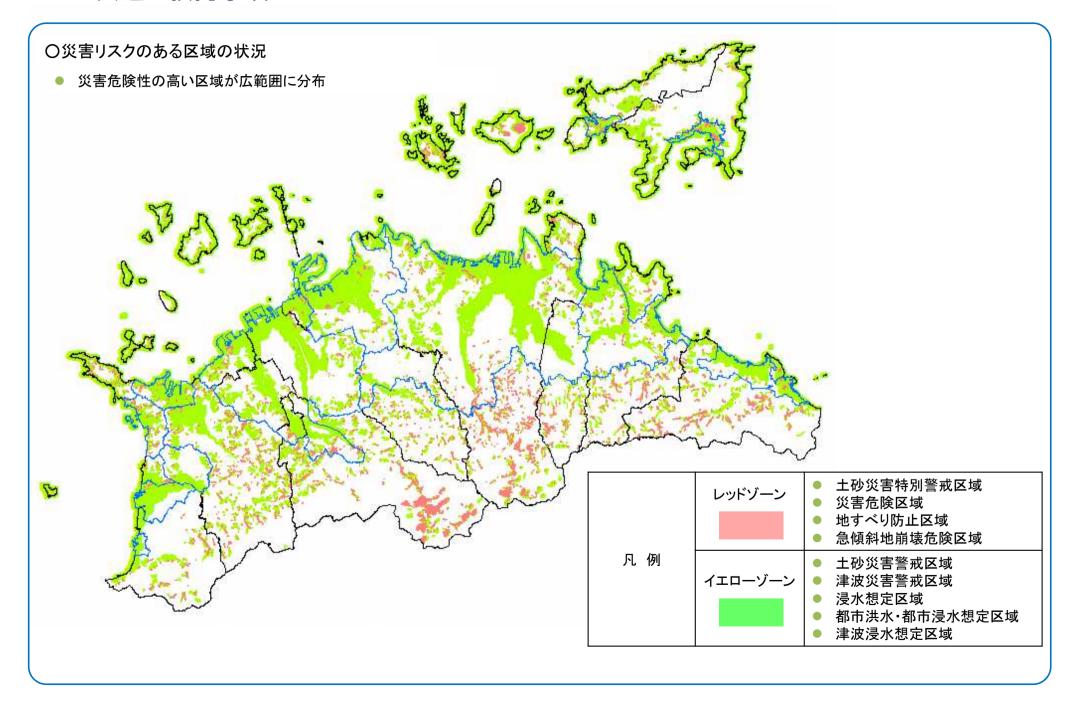




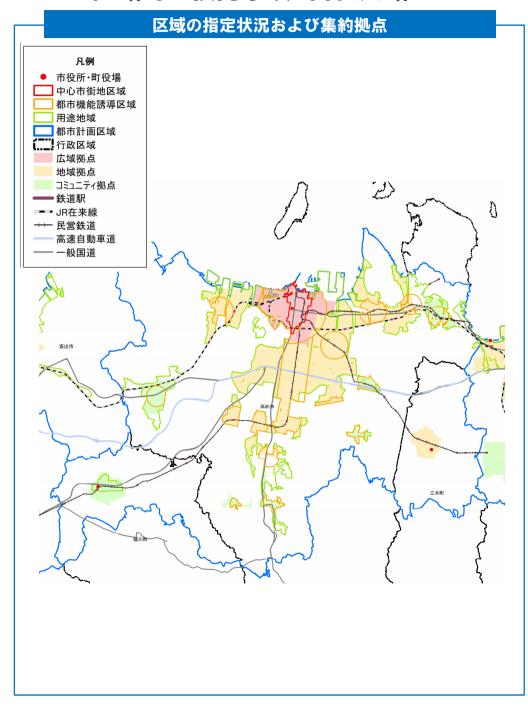
4-3 共通の検討事項



4-3 共通の検討事項



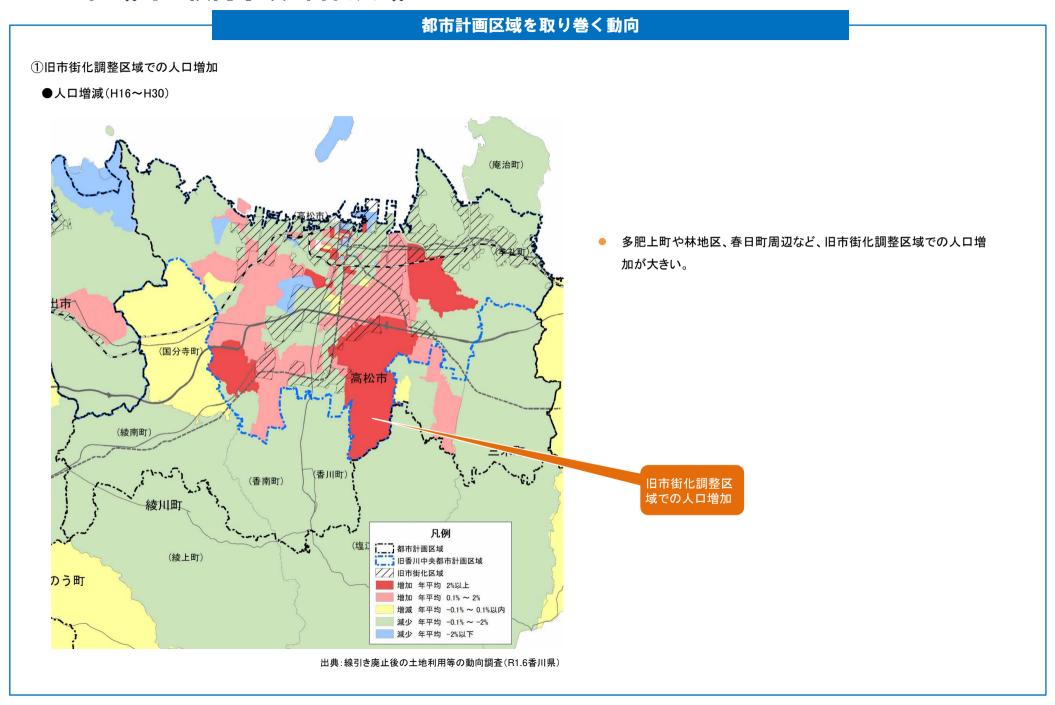
4-4 区域毎の検討事項 高松広域



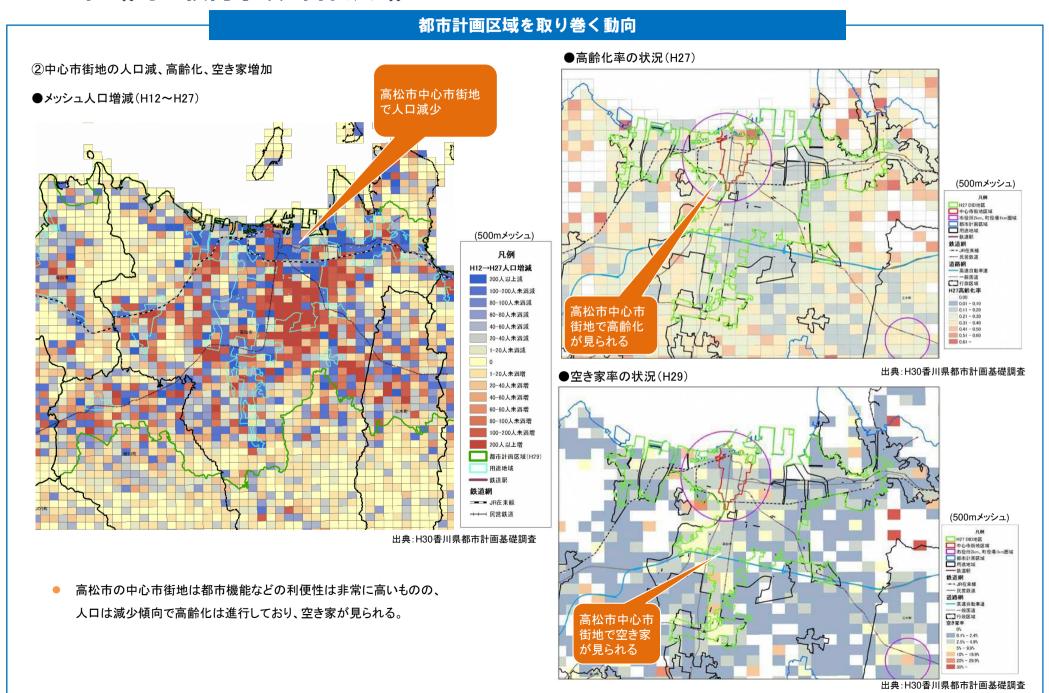
主な検討事項

- ①旧市街化調整区域での人口増加
- ②中心市街地の人口減・高齢化、空き家増加
- ③用途地域外で都市的土地利用が進行
- ④商業系用途の密度低下
- ⑤用途地域及びその周辺部での災害危険性の高い区域
- ⑥集約拠点の集積性

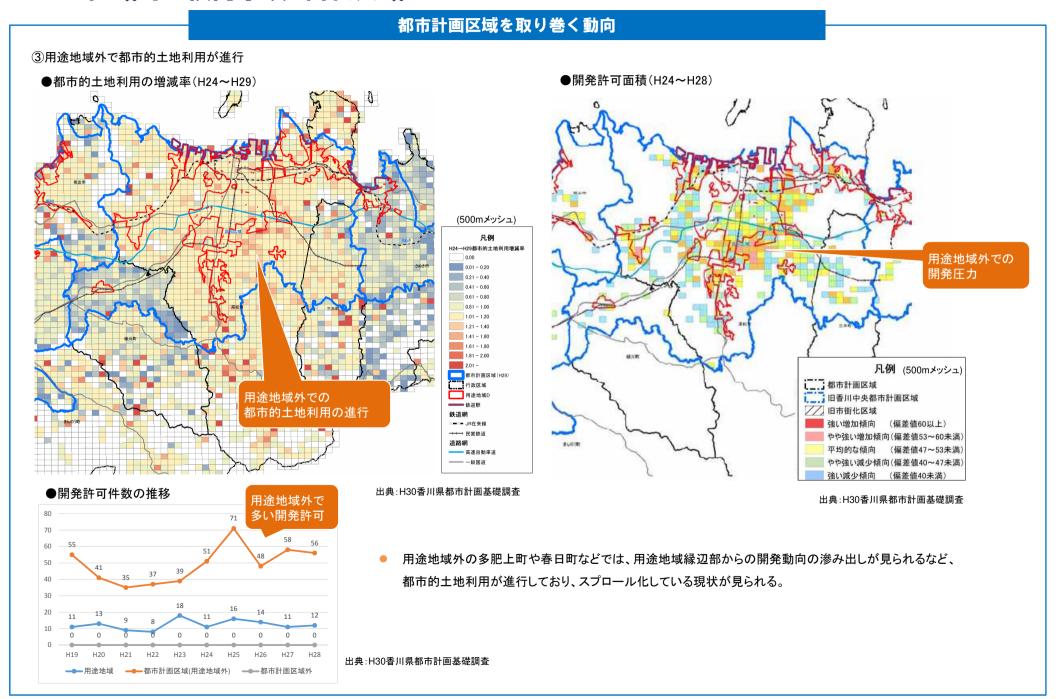
4-4 区域毎の検討事項 高松広域



4-4 区域毎の検討事項 高松広域



4-4 区域毎の検討事項 高松広域

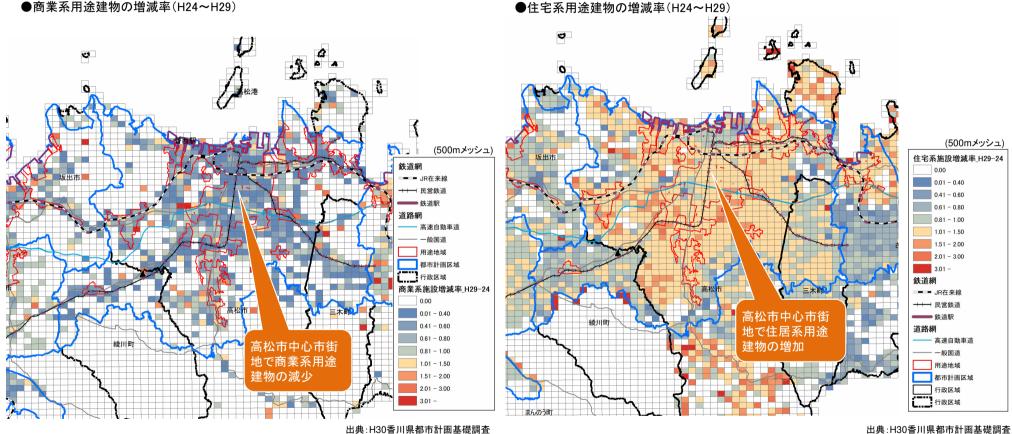


4-4 区域毎の検討事項 高松広域

都市計画区域を取り巻く動向

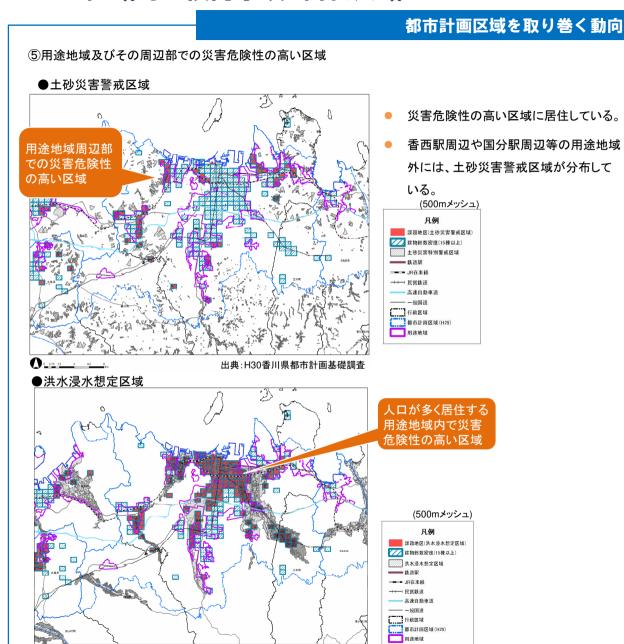
④商業系用途の密度低下





● 用途地域内では建物密度は比較的高く、住宅系用途が増加傾向にあるも のの、一方で、商業系用途の密度低下が見られる。

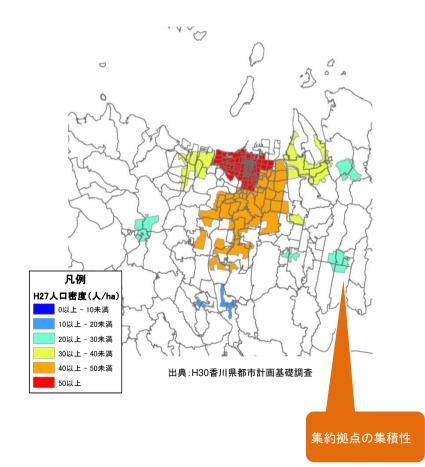
4-4 区域毎の検討事項 高松広域



出典:H30香川県都市計画基礎調査

⑥集約拠点の集積性

- ●集約拠点の人口密度(H27)
- 高松広域都市計画区域は、香川県の3層の集約拠点において、 1つの広域拠点と複数の地域拠点、コミュニティ拠点を有しており、集約化を図っている。それぞれ人口密度は比較的高いが、 人口密度が低い集約拠点も存在する。



5-1 策定方針の進め方 (共通)

社会経済情勢の変化 都市づくりの問題点 都市づくりの課題 都市づくりの方針 現行計画の評価 (都市計画基礎調査 の分析結果)

5-2 都市づくりにおける課題・方針(高松広域)

社会経済情勢の変化

〇全国的な人口減少

- ・都市活力の低下、地域の魅力の低下
- 生活利便性の低下
- ・空き家・空き店舗、耕作放棄地の増加
- ・生活関連サービス施設の減少
- ・行政サービスの低下
- ・公共交通の撤退
- 学校の統廃合
- ・地域コミュニティの機能低下

〇超高齢社会の到来

- 社会保障費・医療費の増加
- ・担い手不足
- ・元気な高齢者、働き場所の不足
- ・施設のバリアフリー化
- ・中心市街地の高齢化、建替え困難
- ・自家用車の運転、移動手段の確保
- 生活範囲の縮小
- 高齢世帯の増加

〇グローバリゼーションの進展

- ・人・農地プランの実質化
- ・農業マッチング
- ・農家空き家、游休農地
- ・物流システム(SIC) 、企業誘致
- ·野菜·植物工場、6次産業化
- ・担い手不足

〇戸大災害の逼迫

- どこでも起こりうる災害
- ・災害の広域化、激甚化
- · 国土強靱化地域計画
- ・事前復興まちづくりの考え方

〇技術革新

- · Maas. ICカード
- ・バスロケ
- ・クラウドファンディング
- ・グリーンスローモビリティ
- ・スマートシティ、Society5.0

現行計画の評価 (基礎調査の分析結果)

〇中心市街地の活力低下

- ・高齢化の進展
- ・空き家・空き店舗の増加
- 低未利用地の増加
- ・高度利用の低下
- ・建替えの准まない老朽建物

〇インフラ老朽化

- ・インフラ更新時期
- ・ストックマネジメント
- ・ファシリティマネジメント
- ・ライフサイクルコストの縮減
- 財政制約

〇都市のスポンジ化

- ・低未利用地の増加
- 人口密度の低下
- ・まちの魅力の低下
- ・生活利便性の低下
- ・ 地域の価値の低下

〇拡散する市街地

- ・インフラの非効率性
- 土地利用規制の必要性
- ・市街地の用地不足、建替え進まず
- ・車社会、利便性、郊外の幹線道路

○公共施設の維持管理・統廃合

- · 公共施設等総合管理計画
- ·跡地活用
- ·集約化、統廃合
- · 立地滴正化計画
- ・学校統廃合、こども園

○観光客の受け入れ

- ・オーバーツーリズム、インバウンド
- ・宿泊施設の容積率緩和
- ・観光まちづくり、街なみ環境整備事業
- ・クルーズ船の寄港
- · 着地型、滞在型、周遊型観光

〇集約化の欠如

- 集約拠点の優位性の欠如
- インセンティブの欠如
- ・公共交通の利便性
- ・空き家・空き店舗の増加

〇環境問題

- ・再生可能エネルギーの活用進展
- ・低炭素社会の実現必要性
- ・持続可能なまちづくりの必要性
- ・太陽光発電設備による景観阻害

〇その他

- ・SDGsなどグローバル指標の考え方
- ・都市と農地のあり方の変化
- ・低未利用土地に対する制度の創設
- ・都市計画基礎調査のオープン化の流れ

5-2 都市づくりにおける課題・方針(高松広域)

都市づくりの問題点

〇中心市街地の問題

- ・魅力低下、求心性の低下
- 都市の価値低下
- ・良好なインフラの整備の遅れ
- ・高齢化の進展

〇市街地拡散の問題

- ・中心部での人口減少、活力低下
- ・基盤整備が困難
- ・車利用の拡大

〇都市のスポンジ化の問題

- ・まちの魅力の低下
- ・景観、治安の悪化
- ・生活サービスの縮少・撤退
- ・行政サービス・インフラ維持管理の非 効率化
- ・環境負荷の増大

〇空き家の問題

- · 倒壊危険性、景観、防犯、防災
- ・住み替えが進まない、都市活力低下

〇公共交通の問題

- ・利用率低下による収入減
- ・サービスレベル低下
- ・カバーエリア減少
- ・地域の足の不足
- ・ICカード化への非対応

〇都市防災の問題

- ・どこでも起こりうる災害
- ・災害リスクの増大
- ・災害の広域化、激甚化
- ・居住エリアが災害危険性の高いエリア に存在
- ・ハード対策の限界

〇公共施設の問題

- ·維持管理費増加
- ・バリアフリー化など高度化の必要性
- ・耐震化の必要性
- 利用率の低下

〇インフラの問題

- ・老朽化し更新時期が迫る
- ・ストックマネジメントの必要性

○景観の問題

- ・景観まちづくりの必要性
- ・屋外広告物の規制
- ・太陽光発電設備による景観阻害

〇観光の問題

- ・増加するインバウンド需要
- ・災害時の観光客の安全
- ・災害後の観光需要復活
- ・オーバーユース(過剰利用)や渋滞発生
- ・宿泊施設の不足

〇地球温暖化の問題

- ・温暖化による異常気象
- ・生態系への影響

5-2 都市づくりにおける課題・方針(高松広域)

都市づくりの問題点 都市づくりの課題 〇持続可能な都市づくりの実現 〇中心市街地の問題 ● コンパクト+ネットワークの実現 ● 集約拠点外のまちづくりの在り方 ● 民間活力の活用(PPP/PFI) 〇市街地拡散の問題 ● 市街地の拡大・拡散の抑制 ● 既存ストックの有効活用 〇市街地のスポンジ化の問題 〇安全・安心で快適な都市の形成 ● バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の実現 ● 誰もが移動しやすい交通環境の整備 〇空き家の問題 ● 官民一体となった災害対策 ● 迅速な復旧復興への対応 〇公共交通の問題 〇地域振興によるまちの賑わいの創出 ● 地域の個性を活かす、地域資源の有効活用 ● 移住・定住の促進 〇都市防災の問題 ● インバウンド需要に対する受入環境の整備 ● 人材育成、マッチング支援 〇公共施設の問題 〇環境と共生する都市の形成 ● 低炭素社会の実現 ● 都市における農地の有効活用、緑地としての農地の活用 〇インフラの問題 ● 自然環境の保全と地域資源としての積極的な活用 ● 公共施設の緑化、グリーンインフラの活用 〇観光の問題 〇新たな連携や仕組みによる都市づくり ● 多様な主体の連携、地域で稼ぐ仕組みづくりの必要性 ● 多様な人材が地域づくりに参画 〇地球温暖化の問題

都市づくりの方針

方針1

集約型都市構造の実現を目指した持続可能な都市づくり

方針2

安全・安心で住み続けられる快適な都市づくり

方針3

地域の個性を活かした賑わいのある都市づくり

方針4

環境と共生する都市づくり

方針5

多様な主体の連携による都市づくり

5-2 都市づくりにおける課題・方針(高松広域)

都市づくりの方針

方針1 集約型都市構造の実現を目指した持続可能な都市づくり

- 都市構造の変化や都市整備状況の差異など、都市の実情を踏まえた集約型都市構造を実現
- 土地利用規制や誘導により、市街地の拡大・拡散を防止し、コンパクトな都市を 形成
- 地域の実情に応じた都市基盤施設の集積を誘導
- 既存ストックの有効活用による維持更新コストを低減
- 公共交通を主とし、集約拠点間や都市圏域内を結ぶ交通ネットワークを形成
- 民間活力の活用やストックマネジメントの考え方による効率的な都市経営
- SDGsの実現などの持続可能な都市づくり

方針2 安全・安心で住み続けられる快適な都市づくり

- 暮らしやすい環境づくりを行い、地域コミュニティを維持
- 誰もが移動しやすい交通環境を整備
- ハード・ソフトの両面から防災・減災・国土強靱化の取組みを推進

方針4 環境と共生する都市づくり

- 都市機能の集約や公共交通の利用促進により、都市活動におけるエネルギー消費 の効率化を進め、低炭素型の都市づくりを推進
- 公共施設の緑化やグリーンインフラの活用など自然と共生する都市づくりを推進

方針5 多様な主体の連携による都市づくり

- 住民が主体的に都市づくりに参画できる仕組みづくりを推進
- 都市を支える企業、団体、NPOなど、多様な組織の連携による都市づくりが、 円滑に進む仕組みづくりを推進
- 官民が連携し多様な主体の取り組みの支援を促進し、人材の活躍を推進
- 人がつながり関係人口を創出・拡大する地域の実現

方針3 地域の個性を活かした賑わいのある都市づくり

- 既存ストックの有効活用や都市機能の集積によって、まちなか居住を促進し、中心市街地において「まちの顔」としての賑わいと活力を創出
- 地域特有の歴史文化や景観などを活用し、地域の魅力を向上させることにより、 地域振興や定住化を促進
- 官民が連携し地域の魅力を発信するエリアマネジメントや観光まちづくりの推進

6 第2回検討委員会以降について

- 〇第1回で示した高松広域都市計画区域の策定方針をベースに他の都市計画区域ごとに検討事項を協議し、「都市づくりの方針」を確定
- ○「都市づくりの課題」や「都市づくりの方針」を踏まえて、都市計画区域マスタープランの素案を提示

<都市計画区域マスタープラン(素案)の内容>

- ◆都市計画の目標
- 都市づくりの基本理念
- 地域ごとの市街地像
- ◆区域区分の決定の有無及び方針
- 区域区分の有無
- 区域区分の方針(実施しない場合はその理由)
- ◆主要な都市計画の決定の方針
- 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- 都市防災に関する都市計画の決定の方針